

# 委託契約書

- 1 委託業務の名称 遠野地区合同庁舎機械警備業務
- 2 委託期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 委託業務の実施場所 遠野地区合同庁舎 (遠野市六日町1-22)
- 4 委託料 金 \_\_\_\_\_円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_円)

(内訳)

- 令和4年度 金 \_\_\_\_\_円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_円)
- 令和5年度 金 \_\_\_\_\_円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_円)
- 令和6年度 金 \_\_\_\_\_円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_円)
- 令和7年度 金 \_\_\_\_\_円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_円)
- 令和8年度 金 \_\_\_\_\_円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 \_\_\_\_\_円)
- 5 契約保証金 金 \_\_\_\_\_円

岩手県(以下「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)とは、上記の委託業務について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書の条項に基づき、別添「遠野地区合同庁舎機械警備業務仕様書」に従い、法令を順守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

(実施に関する指示)

第2条 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

(権利の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年

政令第 350 号) 第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 38 条第 2 項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第 4 条 乙は、委託業務の全部若しくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（委託業務の内容の変更、中止等）

第 5 条 甲は、必要があると認める場合は、委託業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は履行期間を変更する場合は、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（天災その他の不可抗力による変更）

第 6 条 天災事変その他の不可抗力により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（損害の負担）

第 7 条 委託業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む。）は、乙が負担するものとし、賠償限度額は、1 事故につき、対人賠償、対物賠償合わせて 10 億円とする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（完了報告及び検査）

第 8 条 乙は、各月の委託業務が完了した場合は、遅滞なく甲に該当月の業務委託完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領した場合は、その日から 10 日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられた場合は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

（委託料の請求及び支払）

第 9 条 甲は、委託料を乙の請求により次のとおり毎月支払うものとする。

月額 \_\_\_\_\_ 円

- 2 乙は、前条の検査に合格した場合は、毎月、委託料請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の請求書を受理した場合は、その日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

（検査の遅延）

第10条 甲がその責に帰すべき理由により第8条第2項の期間内に検査をしないときはその期間を経過した日から検査した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

（遅延利息）

第11条 甲は、その責に帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払額に対して、年 \_\_\_\_\_ パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が 100 円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

**注1 令和4年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。**

（違約金）

第12条 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年 \_\_\_\_\_ パーセントの割合で違約金を徴収する。

**注2 令和4年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。**

（契約不適合責任）

第13条 第8条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した後、委託業務に契約の内容に適合しないものがあると認められた場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が再履行の催告をし、乙が指定した期限までに再履行をしないときは、甲は、乙に対し、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の解除権)

第 14 条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第 2 条の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) 乙が、その責に帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約締結若しくは委託業務の実施について、乙に不正行為があったとき。

(4) 乙が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約

その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（乙の解除権）

第 15 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託料が当初の委託料の 3 分の 1 以下となる時。
- (2) 第 5 条第 1 項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えた時。
- (3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した時。

（契約解除の場合における契約保証金の帰属）

第 16 条 第 14 条第 2 項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

（契約解除の場合における委託料の返還）

第 17 条 乙は、第 10 条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年パーセントの割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

（契約解除の場合における損害賠償金）

第 18 条 乙は、第 10 条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第 11 条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

（不当介入に対する措置）

第 19 条 乙は、乙又はこの契約に係る再委託契約等の相手方が暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、甲に報告し、及び警察署に通報しなければならない。

（秘密の保持）

第 20 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（文書保存）

第 21 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 14 年 3 月 31 日まで保存しなければならない。

(補 則)

第 22 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 4 月 1 日

甲 岩手県  
契約担当者  
県南広域振興局長\_\_\_\_\_

乙 住所  
会社名  
代表者